

## 吹田市工事成績評定要領

制 定 平成18年10月25日  
最近改正 令和 6年 3月 5日

### (目的)

第1条 この要領は、本市が発注する請負金額が一定額以上の工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公正かつ的確な評定の実施を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、吹田市工事検査規程（平成15年吹田市訓令第3号）及び吹田市工事監督規程（平成15年吹田市訓令第4号）の例による。

### (評定対象工事)

第3条 評定は、支出科目が工事請負費（下水道事業会計にあっては、工事請負費、路面復旧費及び有形固定資産除去費）に属する工事を対象とし、その請負金額が1,000万円以上（当該請負契約を変更したものにあっては、当該請負契約当初の請負金額とする。）のものについて行う。ただし、緊急工事のほか総務部契約検査室長（以下「検査室長」という。）が評定の必要がないと認めるものについては、省略することができる。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める者とする。

(1) 請負金額が2,000万円以上の工事又は当該工事と施工場所及び施工期間が重複している工事

ア 主査等（工事担当課の当該工事を所管する主査（これに相当する職を含む。）以上の職にある者をいう。）

イ 下検査員（工事担当長又は工事担当長が指定する者をいう。）

ウ 本検査員（総務部契約検査室に属する者をいう。）

(2) 請負金額が2,000万円未満の工事

ア 主査等（工事担当課の当該工事を所管する主査（これに相当する職を含む。）以上の職にある者（ウに掲げる者を除く。）をいう。）

イ 下検査員（工事担当長が指定する者をいう。）

ウ 本検査員（工事担当長又は工事担当長が指定する者（アに掲げる者を除く。）をいう。）

2 前項第1号の工事において、検査室長がやむを得ないと認めるときは、同号アの評定者は同号イの評定者を兼ねることができる。

3 第1項第2号の工事において、工事担当長がやむを得ないと認めるときは、同号アの評定者は同号イの評定者を、同号イの評定者は同号ウの評定者をそれぞれ兼ねることができる。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事成績採点基準（別紙1）により、公正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、監督員が確認した施工プロセスチェックリスト（別紙2）及び当該工事に係る検査により確認した事項により行う。

3 前項に規定する評定において、評定者は監督員の意見を求めることができる。

(評定の時期)

第6条 主査等及び下検査員は工事が完成したときに、本検査員は完成検査（部分引渡しの指定部分に係る完成検査は除く。）を実施したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の提出等)

第7条 検査室長は、第4条第1項第1号に掲げる工事に係る評定が完了したときは、速やかに当該評定の結果について工事成績評定総括表（様式第1号）を作成し、その写しを工事担当長に送付するものとする。

2 工事担当長は、第4条第1項第2号に掲げる工事に係る評定が完了したときは、速やかに当該評定の結果について工事成績評定総括表を作成し、その写しを検査室長に送付するものとする。

3 検査室長は、第1項の規定により工事成績評定総括表を作成したとき又は前項の規定により工事成績評定総括表の写しの送付を受けたときは、当該工事成績評定総括表又は工事成績評定総括表の写しに基づき、工事成績評定管理簿（様式第2号）に必要な事項を記載するものとする。

(評定結果の通知及び閲覧)

第8条 検査室長は、工事成績評定の結果について、速やかに当該工事に係る受注者に対し工事成績結果通知書（様式第3号）により通知するとともに、評定の結果を検査室長が適当と認める方法により閲覧に供するものとする。

(評定の内容説明)

第9条 前条の規定による通知を受けた受注者は、当該評定の結果に疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績結果に関する説明請求書（様式第4号）を検査室長に提出することができる。

2 検査室長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに工事担当長と共に当該評定に係る評定者と協議し、吹田市工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮った上で、工事成績結果に関する説明書（様式第5号）を当該受注者に交付するものとする。

3 検査室長は、客観的かつ明白に請求の適性を欠くと認められるときは、工事説明成績結果に関する説明請求書を受け取った日から起算して14日以内にその請求を却下することができる。説明請求の却下は、却下通知書（様式第6号）により受注者に通知する。

(評定の修正)

第10条 検査室長は、委員会から評定の結果を修正すべき旨の意見を受けた場合において、その必要があると認めるときは、その結果を工事成績結果修正通知書(様式第7号)により当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の再説明請求等)

第11条 検査室長から第9条第2項の説明書の交付、又は前条の通知を受けた受注者は、その内容になお疑義がある場合には交付、又は通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績結果に関する再説明請求書(様式第8号)を検査室長に提出することができる。

2 検査室長は、前項の再説明請求書を受けたときは、速やかに吹田市入札等監視委員会に審議を依頼するものとし、その報告を踏まえ、工事成績結果に関する再説明書(様式第9号)を当該受注者に交付するものとする。

3 検査室長は、客観的かつ明白に請求の適性を欠くと認められるときは、工事成績結果に関する再説明請求を受け取った日から起算して14日以内にその請求を却下することができる。工事成績結果に関する再説明請求の却下は、却下通知書(様式第6号)により受注者に通知する。

4 検査室長は、第2項の規定による交付が行われたときは、当該工事成績結果に関する再説明請求書及び工事成績結果に関する再説明書を、行政資料閲覧コーナーにおいて閲覧に供する方法により、速やかに公表するものとする。

5 検査室長は、入札等監視委員会から評定の結果を修正すべき旨の意見を受けた場合において、その必要があると認めるときには、工事成績結果再修正通知書(様式第10号)により当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果通知後の減点等)

第12条 検査室長は、第8条の規定による通知を行った後、当該通知に係る契約に関し、受注者が法令遵守等に係る減点項目(第5条の工事成績採点基準の法令遵守等の補正に係る基準において定める減点項目をいう。以下同じ。)に該当することが判明した場合には、当該通知に係る評定結果の点数から法令遵守等に係る減点項目ごとに定める点数を減じるものとする。

2 前項の規定による減点は、第8条の規定による通知を行った日から5年を経過する日が属する年度の末日までの間に、受注者が法令遵守等に係る減点項目に該当することが判明した場合に行うことができるものとする。

3 検査室長は、第1項の規定による減点結果について、当該工事に係る受注者に対し、成績評定減点通知書(様式第12号)により通知するものとする。

4 検査室長は、前項の規定による通知を行ったときは、第7条第3項の工事成績評定管理簿を速やかに修正するものとする。

(減点の内容説明)

第13条 前条第3項の規定による通知を受けた受注者は、当該減点結果に疑義があ

るときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、成績評定減点に関する説明請求書（様式第13号）を検査室長に提出することができる。

2 検査室長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに工事担当長と協議し、委員会に諮った上で、成績評定減点に関する説明書（様式第14号）を当該受注者に交付するものとする。

（評定結果の再交付）

第14条 検査室長は、第8条の通知を受けた者及び当該工事实績を有する者から、工事成績結果通知書再交付願（様式第11号）により再交付の請求があった場合は、工事成績結果通知書の写しの交付を行うものとする。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、工事に係る成績の評定に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則 （平成18年10月25日 決裁）

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 （平成19年11月6日 決裁）

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

附 則 （平成22年7月9日 決裁）

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附 則 （平成24年3月23日 決裁）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月31日 決裁）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年4月1日 決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年6月30日 決裁）

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日 決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年5月30日 決裁）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月22日 決裁）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月13日 決裁）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年5月25日 決裁）

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日 決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日 決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月5日 決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。